

国際協力銀行法第二条第五号の規定に基づき財務大臣が定める外国法人を定める件

制定 平成十一年九月三十日大蔵省告示第二百九十一号

改正 平成十二年十一月二十七日大蔵省告示第三百七十六号

改正 平成十六年七月二日財務省告示第三百七号

- 一 外国の政府、政府機関又は地方公共団体（以下「外国政府等」という。）が行っていた事業を承継して行う法人（承継の後相当期間を経過したものを除く。）
- 二 電気事業、ガス事業、通信事業、運輸事業その他の公益事業を行う法人（当該事業の供給するものの料金の決定等当該事業の経営に係る重要事項に外国政府等が関与するものに限る。）
- 三 民間事業者の能力を活用して、都市開発（再開発を含む。）地域開発、大規模な工業基地の建設、公共の用に供する重要施設の整備、資源開発その他の産業開発及び経済社会の発展に寄与する事業を行う法人であって、外国政府等と当該民間事業者とが共同して出資しているもの
- 四 外国の銀行その他の金融機関（「外国政府等」が出資しているものに限る。）が、その債務を保証している法人
- 五 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社の性質を有する法人であって同条第一項に規定する特定資産が外国政府等、外国の銀行その他の金融機関、前各号に規定する法人若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対する貸付債権、又は外国政府等、外国の銀行その他の金融機関、前各号に規定する法人若しくは国際通貨基金その他の国際機関の発行する公債等のみであるもの